

会議名	令和5年度 第1回宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和5年10月18日(水) 午前10時～午前11時30分 宇都宮市役所13階 教育委員室
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 教育長あいさつ</li> <li>3 会議の公開・非公開の決定</li> <li>4 報告事項 (1) 令和4年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定結果について</li> <li>5 協議事項 (1) 令和5年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について</li> <li>6 その他</li> <li>7 閉 会</li> </ol>
出席者氏名	三橋伸夫会長, 大澤慶子委員, 大嶽陽徳委員, 小川聖委員, 梁木誠委員, 林光武委員, 小松俊雄委員, 安藤正知委員, 松本泰宏委員, 荻原恵美子委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 (公開部分に限る)	0名
非公開の理由 (非公開の会議に限る。)	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については, 当該懇談会における意見聴取を経て教育委員会で審議される意思形成過程にある情報であり, 現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより, 市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり, 審議に支障を生じると認められるもの(宇都宮市情報公開条例第7条第5号)であるため。
発言の要旨	<p><b>3 会議の公開・非公開の決定</b></p> <p>事務局 : 本市では, 「附属機関等の会議の公開に関する要領」により, 会議の公開と議事録の公表を原則としているが, 本日の5協議事項「(1) 令和5年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について」は, 本会議における意見聴取を経て教育委員会で審議される, 意思形成過程にある情報であることから, 非公開としたい。</p> <p>全会一致で承認</p> <p><b>4 報告事項</b> (1) 令和4年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定結果について</p> <p>事務局 : 5件認定。</p> <p><b>5 協議事項</b> (1) 令和5年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について</p> <p>会 長 : 2件の協議案件がある。1件ごとにご意見をいただいでいく。</p>

## ①神郷地区の薬師堂の伝統行事

委員：この地域で行われている宗円獅子舞だが、市文化財に指定されており、市全体にとっても貴重な財産である。このような文化財は広く公開することも大切である。この薬師堂で毎年獅子舞の奉納が行われているということは、公開の場であるとともに、伝承を支える場にもなっている。さらに、獅子舞を次の世代につなぐということでも、学校に地元の方が出向き、伝承活動をしているというのは、地域の財産を守っていくための大きな支えとなっていると思う。

花まつりは、地域の人たちが集まり、絆を深めるという心のよりどころの場にもなっているのではないかと思う。そういう意味でも地域における重要な文化資源になりうるのではないかと思われる。

ぜひとも、市民遺産に認定していただきたい。

会長：神郷地区の薬師堂の伝統行事については、要件を満たしているのではないかとということでした。

委員：花まつりが行われているということで、釈迦如来像があるのであれば調書に釈迦如来像の文言も入れられるといいのではないか。

事務局：申請団体に確認し、確認が取れば、調書に追記する。また、申請資料にも写真があるのでご覧いただきたい。

委員：この釈迦如来の年号は確認されているのか。

事務局：以前に調べた際には、特に記載は無かったと思われる。

会長：釈迦如来仏像については、写真にて確認していただいたということによりよいと思われる。

委員：こちらの宗円獅子舞においては、20年前くらいから子どもたちの育成ということで、国本西小学校と連携してきたという経緯がある。後継者育成という点で、熱心に取り組んでいるところである。

ぜひ、認定していただきたい。

質問がいくつかあり、一つ目は、団体からの申請書内に、薬師如来立像や十王像とあるが、確認はとれているのか。2つ目は、薬師さんを祀っている場合、初薬師といって薬師様にお参りをする行事もあるが、「め」と書いた絵馬を奉納するということが申請資料に記載されていることから、毎月八日ごとお参りをするような行事があったかどうか聞きたい。

3つ目が、甘茶は栽培しているものをつかっているのか、それとも買ったものを使っているのか教えていただきたい。

事務局：甘茶に関しては、昔は薬師堂周辺の草花を使って煎じていたが、最近では、買って来たものを使っていると聞いている。

薬師如来立像や初薬師については、申請団体に確認する。

委員：所見のところ、薬師堂保存会が活動を行っているところがあるが、会則では保存会自体の発足は今年の4月1日となっている。前身の団体があったのかどうか聞きたい。

事務局 : 会則では、令和5年4月1日が施行日となっているが、それ以前も薬師堂保存会は存在しており、今年のみや遺産の申請にあわせて、会則を明文化したところである。

会長 : 10倍楽しむ国本塾はどういうことをされているのか。人材育成に関すると思うが、お聞かせ願いたい。

事務局 : 国本地区の生涯学習センターの事業として、毎年行われている。地域探訪として、座学と実際に歴史文化資源を見て歩く講座である。薬師堂についても獅子舞が行われる日枝神社とあわせて地域の方々に紹介している。

会長 : 承知した。他に意見が無いようであれば、認定に向け、事務局は確認事項を次回までに整理していただきたい。

## ②城山のシダレザクラ（古賀志の孝子桜）

委員 : このシダレザクラは、市の天然記念物になっており、地域のランドマークになっていると思われる。また、このシダレザクラにまつわる民話も伝わっていることから、先人たちの願いや思いがこめられている貴重なシンボルだと思う。なおかつ、そのシンボルを継承していくということで保護活動もされていることから地域の人々から愛されていると思う。「さくら祭り」では、たくさんの方が来る。市民だけでなく県外の方々も来ることから、シダレザクラがこの地域のシンボルとして長く継承していければいいと思う。

ぜひ、認定していただきたい。

委員 : ぜひ、市民遺産にしていただきたい。将来に向けて心配なことがクビアカツヤカミキリの問題である。市内でも散見されるようになり、さくら市でも苦勞されていると聞く。本市でも他の小学校で出ていると聞いている。それに関連し、この愛護会では、クビアカツヤカミキリについてどのような対応をしているのか聞きたい。

事務局 : 防除作業として、防虫剤を散布していると聞いている。

委員 : クビアカツヤカミキリについて、これまでは、ついでにしまってから薬剤を投入するか切り落とすということが行われているが、市の指定の樹木であることから、対応は専門の樹木医に伺っていただきたい。

予防対策として、県の自然環境課や農業試験場から伺っているところでは、2種類の薬剤を予防的に注入するものがあり、この本体に打つものだけが、認可されていると聞いている。そのような対応の仕方を専門の方に聞いて対応していただきたい。

事務局 : 本件については、市の指定文化財にもなっていることから、文化課の天然記念物担当とも連携をして、樹木医と相談できるのか確認する。

会長 : 仮に市民遺産に認定された場合、樹木医の派遣はできるのか。また、予防剤の散布に対する助成は出るのか。

事務局 : 城山のシダレザクラは市指定文化財にもなっていることから、指定文化財の事業の一環として、樹木医とつなぐことは可能である。

会 長 : 予防が大切であることから、そのあたりを確認してほしい。

委 員 : 愛護会の活動はしっかりしているが、城山西小学校の子どもたちも清掃をしていたと思う。その点も調書に明記した方が良いかもしれない。  
昔の話だが、子孫を残すために、苗木を育てていたと聞いている。現在でも行っているのか。行っているのであれば、活動になるのではないか。

事務局 : 確認する。

会 長 : 城山西小学校は一時廃校の危機もあったが、それを乗り越える要因としてシダレザクラの存在もあったと思う。

## 6 その他

会 長 : 委員の皆様から、何かご意見ありますか。

委 員 : 一つ追加をさせていただきたい。神郷地区の薬師堂の建物の屋根が石屋根である。これは貴重で、ぜひそこにも目を向けていただきたい。大谷石系でできている屋根ということで大谷石文化の構成要素として見ていくということでもいいかもしれない。

委 員 : 大谷石の下にそりがあるものを使うのは珍しい。そういう意味でも建物としては貴重と思われる。

委 員 : 可能ならば、調書の所見に記録として残しておくこともいいかと思う。

会 長 : 私も長屋門を調べていたこともあるが、これだけのものは珍しいと思う。

委 員 : 認定団体への補助金の交付とあるが、これまで18件の認定があった中で、補助金を活用している団体がどのくらいあるのか、教えていただきたい。

また、先ほどのクビアカツヤカミキリの件もあったが、みや遺産としての補助が使えないのか教えていただきたい。

事務局 : 資源型の団体には看板のみの設置となっている。活動費と看板設置を要望した団体は18団体中13団体である。それらの団体は今年度中に看板の設置は終了する予定となっている。

会 長 : 看板はどのようなものなのか。共通したロゴマークがあるのか。

事務局 : (看板の写真を提示)

委 員 : 今後の市民遺産の見通しはどうなっているのか。

事務局 : 本年は申請は2件だが、事前の相談は9件あった。申請に至らなかった団体

は、まだ団体の合意形成が十分でないため、引き続き相談のあった団体には声をかけていく。

会 長 : 委員の皆様にも認定できそうな団体があれば、事務局までご一報いただきたい。

会 長 : 事務局より何かあればお願いしたい。

事務局 : 今後のスケジュールについては、令和5年12月に第2回市民遺産会議、令和6年1月下旬に宇都宮市民遺産認定、令和6年4月より補助事業を開始となる。

その他の事項